(2)　第一試験は、次に定めるところにより行うこと。

(i)　加熱炉に試験材を次の図のように設置すること。

(ii)　加熱炉により、一枚の試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認すること。

(iii)　試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。

(iv)　加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。

$T=345\log_{10}(8t+1)+20$

Tは、平均炉内温度（単位　℃）

tは、試験の経過時間（単位　分）

